

## 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(提案理由)

令和 5 年 6 月定例県議会に提出を予定している教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められており、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

(教育委員会への意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

写

財第40号

令和5年(2023年)5月29日

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和5年6月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)の関係部分
- 第 3 号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 号 専決処分の報告及び承認について

第 1 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,582,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 923,436,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円 3,862,296	千円 22,500	千円 3,884,796
	1 負担金	3,228,854	22,500	3,251,354
2 国庫支出金		179,405,869	8,812,439	188,218,308
	1 国庫補助金	134,721,083	8,803,497	143,524,580
	2 国庫委託金	1,744,584	8,942	1,753,526
3 寄附金		348,566	5,000	353,566
	1 寄附金	348,566	5,000	353,566
4 繰入金		59,946,363	2,391	59,948,754
	1 基金繰入金	59,720,380	2,391	59,722,771
5 繰越金		1	410,411	410,412
	1 繰越金	1	410,411	410,412
6 諸収入		69,317,642	103,976	69,421,618
	1 受託事業 収入	2,479,300	3,039	2,476,261
	2 雑収入	8,740,621	107,015	8,847,636

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		80,139,000	226,000	80,365,000
	1 県 債	80,139,000	226,000	80,365,000
歳 入 合 計		913,854,167	9,582,717	923,436,884

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		47,271,819	2,452,786	49,724,605
	1 総務管理費	19,266,311	145,483	19,411,794
	2 企画費	12,101,534	597,497	12,699,031
	3 市 町 村 振 興 費	4,356,889	1,631,000	5,987,889
	4 選挙費	1,771,296	4,755	1,776,051
	5 防災費	1,935,641	58,785	1,994,426
6 人 員 委 員 会 事 費	165,085	15,266	180,351	
2 民 生 費		107,994,546	1,269,850	109,264,396
	1 社会福祉費	59,630,988	1,134,562	60,765,550
	2 児童福祉費	42,655,392	125,535	42,780,927
	3 生活保護費	4,909,094	8,503	4,917,597
	4 災害救助費	799,072	1,250	800,322
3 衛 生 費		122,231,444	1,137,916	123,369,360
	1 公衆衛生費	107,293,572	1,011,389	108,304,961

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 環境衛生費	12,131,357	75,919	12,207,276
	3 医薬費	1,207,068	50,608	1,257,676
4 農水産業林費		64,050,335	1,512,966	65,563,301
	1 農業費	18,014,639	574,004	18,588,643
	2 畜産業費	1,900,165	571,570	2,471,735
	3 農地費	22,117,966	135,729	22,253,695
	4 林業費	16,312,040	5,000	16,317,040
	5 水産業費	5,705,525	226,663	5,932,188
5 商工費		68,967,135	1,354,055	70,321,190
	1 商業費	59,302,875	55,606	59,358,481
	2 工鉱業費	7,649,254	238,369	7,887,623
	3 観光費	2,015,006	1,060,080	3,075,086
6 土木費		92,489,243	128,400	92,617,643
	1 土木管理費	2,850,505	5,400	2,855,905
	2 港湾費	4,891,692	123,000	5,014,692

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 警察費		39,936,649	229,227	40,165,876
	1 警察管理費	35,556,860	228,027	35,784,887
	2 警察活動費	4,379,789	1,200	4,380,989
8 教育費		140,762,286	1,480,619	142,242,905
	1 教育総務費	28,953,982	923,865	29,877,847
	2 特別支援 学 校 費	14,267,674	60	14,267,734
	3 大学費	1,347,604	60,573	1,408,177
	4 社会教育費	2,755,530	46,859	2,802,389
	5 保健体育費	1,856,527	449,262	2,305,789
9 諸支出金		104,384,252	16,898	104,401,150
	1 繰出金	18,196,945	1,691	18,198,636
	2 自動車取得税 交 付 金		15,207	15,207
歳 出 合 計		913,854,167	9,582,717	923,436,884

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 河川等災害関連事業 (佐敷川藍川堰) 芦北町	令和6年度	千円 380,000
2 藤崎台県営野球場照明塔設備改修工事 熊本市	令和6年度	709,149

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和9年度	千円 307,273	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	千円 536,395
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	268,397 35,232 1,928 1,716		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	314,998 81,833 48,529 48,317 42,718
2 事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,141,690	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和11年度	2,142,259
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	524,209 386,948 377,893 373,345 304,439 174,856		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	524,331 387,070 378,015 373,467 304,520 174,856

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>身体障害者 福祉センター 整備事業費</p>	<p>千円  9,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾建設国庫補助事業費	千円 375,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を含め30年以内	千円 364,000			
障がい者福祉施設整備事業費	19,000	融機構、会社、その他	利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	103,000			
児童福祉施設整備事業費	23,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	24,000	(補 正 前 に 同 じ)		
清水が丘学園整備事業費	327,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	当該見直し後の利率)	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	323,000			
県営体育施設整備事業費	123,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			270,000			
計	867,000				1,084,000			

## 令和 5 年 度 6 月 補 正 予 算 総 括 表

### 教育委員会

#### 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額	補 正 額			計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		内 訳		計		特 定 財 源			一般財源
		通常分	コロナ分			国支出金	地方債	その他	
教育政策課	1,288,262	784,482		784,482	2,072,744	784,482			
学校人事課	107,786,898				107,786,898				
文化課	1,498,216				1,498,216				
施設課	7,912,110	60	60		7,912,170				60
高校教育課	1,898,442	7,354		7,354	1,905,796	7,354			
特別支援教育課	279,702	13,279	5,075	8,204	292,981	13,279			
学校安全・安心推進課	561,843				561,843				
体育保健課	1,624,129	449,262	178,127	271,135	2,073,391	276,972	147,000		25,290
義務教育課	648,243	3,523	25	3,498	651,766	3,498			25
社会教育課	1,549,704	46,859	3,884	42,975	1,596,563	42,975		391	3,493
人権同和教育課	32,178				32,178				
一般会計合計	125,079,727	1,304,819	187,171	1,117,648	126,384,546	1,128,560	147,000	391	28,868

#### 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	341,603				341,603				
-------	---------	--	--	--	---------	--	--	--	--

#### 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	672,548				672,548				
-------	---------	--	--	--	---------	--	--	--	--

#### 合 計

(単位：千円)

教育委員会合計	126,093,878	1,304,819	187,171	1,117,648	127,398,697	1,128,560	147,000	391	28,868
---------	-------------	-----------	---------	-----------	-------------	-----------	---------	-----	--------

## 教育委員会 令和5年度6月補正予算 内訳

## 歳出予算補正(一般会計)

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額
○ 教育費			1,304,819
○ 事務局費			784,482
1	教育政策課	熊本県教育情報化推進事業	784,482
		アフターコロナを見据えた県立学校の教育用パソコン等のリースやネットワークの保守管理等に要する経費	
○ 教育指導費			24,156
2	高校教育課	専門高校生グローバルチャレンジ事業	7,354
		国外で実施する修学旅行等において、新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒の滞在や救援に係る追加費用の支援に要する経費	
3	特別支援教育課	特別支援学校作業室等空調機器配備事業	8,204
		県立特別支援学校の作業室等における新型コロナウイルス感染症等の予防に要する経費	
4	特別支援教育課	送迎バス安全装置改修支援事業(県立特別支援学校)	5,075
		児童生徒の置き去り防止のため送迎バスへの安全装置の整備に要する経費	
5	義務教育課	日本語指導推進事業	3,498
		アフターコロナを見据えた公立小中学校における日本語指導体制の充実を図るために要する経費	
6	義務教育課	国庫支出金返納金	25
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金	
○ 特別支援学校費			60
7	施設課	国庫支出金返納金(特別支援学校)	60
		県立学校施設売却に伴う国庫支出金返納金	
○ 社会教育総務費			42,053
8	社会教育課	青少年教育施設管理運営費	42,053
		アフターコロナの利用者の増加のために実施する青少年教育施設における施設整備等に要する経費	
○ 図書館費			4,806
9	社会教育課	管理運営費	4,806
		県立図書館の管理運営及び新型コロナウイルス感染症等の予防に要する経費	
○ 保健体育総務費			96,096
10	体育保健課	学校保健特別対策事業(換気対策整備分)	96,096
		県立学校の教室等における新型コロナウイルス感染症等の予防に要する経費	
○ 体育振興費			156,823
11	体育保健課	子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業	6,823
		公立中学校の休日における運動部活動の段階的な地域移行支援に要する経費	
12	体育保健課	子どものスポーツ環境整備支援事業	150,000
		新型コロナウイルスの影響で低下した児童生徒の体力向上のために実施する県有体育施設(県立学校含む)における機器整備に要する経費	
○ 体育施設費			196,343
13	体育保健課	県営体育施設整備事業	193,950
		新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備等、県営体育施設の整備に要する経費	
14	体育保健課	国庫支出金返納金	2,393
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金	

債務負担行為補正（追加）

課名	事項	期間	限度額	内容
体育保健課	藤崎台県営野球場照明塔 設備改修工事 熊本市	令和6年度	709,149	藤崎台県営野球場照明塔のLED化及び塗装に係る工事費 (理由) 入札・契約手続及び工事期間を21か月程度確保する必要があるため

債務負担行為補正（変更）

課名	事項	補正前		補正後		内容
		期間	限度額	期間	限度額	
社会教育課	情報処理関連業務			令和6年度 ～令和10年度	229,122	図書館システムの更新に要する経費 (理由) 令和6年3月から5年間のリース契約を締結する必要があるため

### 第 3 号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県  
目次  
第4章 雑則（第8条）

職員等の特殊勤務手当の特例（第7条）

を「第3章 雑則（第7条）」に改める。

」

第3章を削る。

第4章中第8条を第7条とする。

第4章を第3章とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第3号	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を廃止する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 感染症防疫作業手当の特例を廃止する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

## 第 4 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の7の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第11条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ

等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第4号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>(3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(4) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、手当の名称を変更する。</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>

第 7 号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校条例の一部を改正する条例  
熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中学校の部に次のように加える。

熊本県立ゆうあい中学校	熊本市
-------------	-----

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（提案理由）

県立中学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

## 条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 7 号	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 条例の名称 熊本県立学校条例の一部を改正する条例</p> <p>2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 県立中学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>3 内容 （1）熊本県立ゆうあい中学校を新設する。（第2条関係） （2）この条例は、令和5年8月1日から施行する。</p>

第 20 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 8 号

訴えの提起について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年5月19日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（3人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告らは、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

## 条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 2 0 号	専決処分の報告及び承認について	<p>1 専決処分した案件の名称 訴えの提起について</p> <p>2 専決処分の理由 県が行った熊本県育英資金の返還金に係る支払督促に対して3人の債務者から異議の申立てがなされ、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したため。</p> <p>3 内容 (1) 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件 (2) 訴えの内容 被告らは、熊本県育英資金の返還金を延滞しているため、約定に基づき延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払うよう求める。</p>